

◆授業及び研究指導計画 ※青字表示箇所が該当内容です

教務関係事項（博士前期課程）

1. 履修案内

① 博士前期課程 修了認定の基準

修了認定の基準は、下記のとおりです。

- 当該課程に2年以上在学すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。
- 医歯薬学総合研究科規程第15条に従い、30単位以上を修得すること。
- 必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査に合格すること。
- 最終試験に合格すること。

② 授業科目の履修について

博士前期課程で開設している授業科目、単位数、担当教員は別紙のとおりです。

博士前期課程の学生は、授業科目をその履修方法に従い、30単位以上を履修しなければなりません。

③ 概論の開講について

薬品科学概論及び医療薬学概論（各1単位）の開講予定については、別紙を参照してください。

④ 履修の届出について

博士前期課程の学生は、履修を希望する科目については、学年又は学期の始めの指定された期間に、担当窓口を経て研究科長に届け出ることが必要です（履修登録）。

(1) 履修登録

学生は、学年の始めに示される授業時間割表及びシラバス等により立てた履修計画に基づき、各期（前期、後期）に履修しようとするすべての授業科目を履修登録しなければならない。履修登録は、指定された期間中に学内のコンピュータ端末を利用して各自行うこととする（履修登録のない科目の単位修得は認められない。）。履修登録後は、登録された履修科目が各自の計画どおり登録されているか必ず確認すること。

(2) 履修科目の変更及び中途よりの履修

履修登録後は履修科目の変更及び中途よりの履修は原則として認めない。

但し、登録内容の誤りや上限単位数を超過などで、履修科目の追加又は変更を希望する場合は、指定された期間中に限り学内のコンピュータ端末を利用して変更等することができる。

(3) 履修科目の取消

履修登録した科目を途中で履修することができなくなった場合は、直ちにその科目の担当教員に申し出て取り消しの承諾を受けること。

なお、履修登録の取り消しについても追加・変更同様、指定された期間中に限り学内のコンピュータ端末を利用して取消しすることができる。

【シラバス】

各授業科目の概要・授業計画等は、薬学部ホームページに掲載してありますので、各自、

パソコンで確認してください。

URL: <http://www.pharm.okayama-u.ac.jp/system/syllabus/2007d/>

⑤ 修得単位の認定

各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行います。

上記にかかわらず、特別研究及びセミナーの授業科目については、平素の成績により、単位の修得を認定することがあります。

⑥ 成績評価基準

医歯薬学総合研究科博士創薬生命科学専攻における成績評価は、試験、授業における発表・討論などへの取り組み、レポート、小テストなど、総合的に評価して行います。

そして、この総合評価に基づき、60点を単位認定基準とします。

なお、成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、適切に対応するものとします。

⑦ 成績

成績の評価は、優、良、可、修了、認定及び不可をもって表記し、優、良、可、修了、認定を合格（単位修得）、不可を不合格（単位未修得）としています。なお、履修登録をしたにもかかわらず、試験を受けていない等で成績評価の資料を欠く場合についても不可（この場合は、0点扱い。）と表記します。

※ 評価 優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）

なお、成績の通知については、薬学部教務学生係から連絡いたします。

⑧ 研究指導の計画

各学年の始めに、実際の指導教員が「研究指導計画書」（別紙の様式）を作成し、指導する各学生に交付します。研究計画を自身で立て、下記作成要領に従い、指導教員から「研究指導計画書」の交付を受けてください。

また、交付を受けた「研究指導計画書」をコピーし、それを4月末までに（10月入学者にあつては、10月末までに）薬学部教務学生係へ提出してください。

【作成要領】

- 1 学生本人が研究指導計画書（Word文書ファイル）の「研究計画」欄を入力する。または、出力した研究指導計画書に自書する。
- 2 学生本人より、研究指導計画書（Word文書ファイル）を実際の指導教員へメール等で提出する。「研究計画」欄を学生が自書した場合は、「研究計画」欄を記入済みの研究指導計画書を指導教員へ提出する。
- 3 指導教員は、研究指導計画書を入力・完成させ、出力のうえ、当該学生へ交付する。入力済みの研究指導計画書（Word文書ファイル）は、指導教員が保管する。
- 4 研究指導計画書の交付を受けた学生は、「学生氏名」欄を自署のうえ、そのコピーを薬学部教務学生係へ提出する。コピー元の研究指導計画書は、学生本人が保管する。

⑨ 学位論文の評価基準

学位（修士）論文は、以下の基準により評価します。

- 1 内容に新規性が認められること。
- 2 実験方法並びに実験結果に信頼性があること。
- 3 実験結果の図表が適切に表現されていること。
- 4 実験結果に基づく議論・結論が妥当であること。
- 5 文献の引用が適切であること。

⑩ 他大学の大学院の授業科目の履修について

博士前期課程の学生が、他大学の大学院(外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等を含む。)の授業科目の履修を希望するときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。

⑪ 入学前の既修得単位の認定について

博士前期課程の学生が、大学院に入学する前に本学又は他大学の大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、認定を受けなければなりません。

⑫ 他大学の大学院等での研究指導の派遣について

博士前期課程の学生が、他大学の大学院(外国の大学院等を含む。)又は研究所等において必要な研究指導を受けようとするときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。派遣期間は1年以内です。

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科学創薬生命科学専攻 研究指導計画書

【平成 年 月 日 作成】

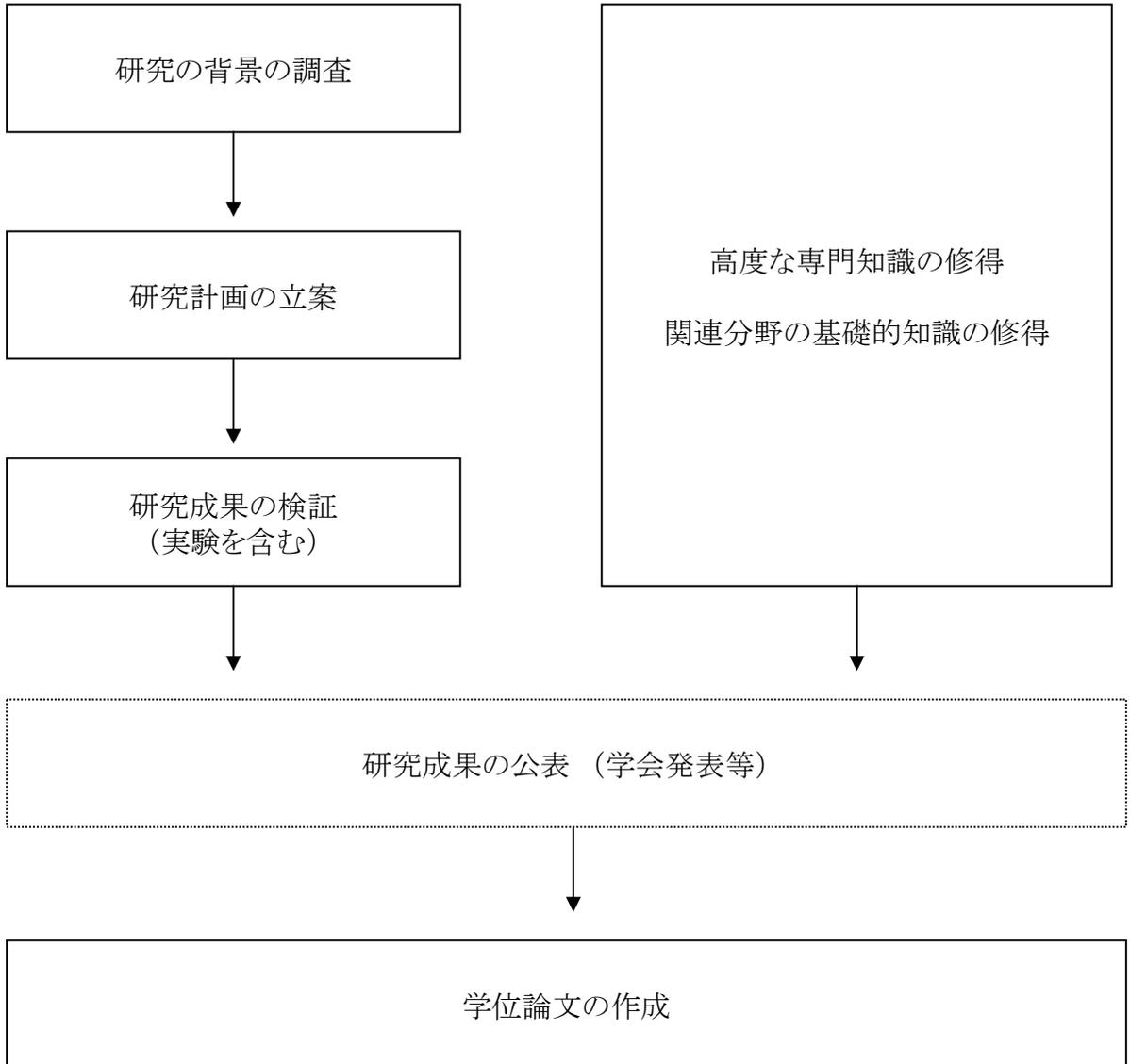
学生番号		フリガナ 学生氏名 【自署】					
講座名		教育研究 分野名					
課程	博士前期・博士後期	在学年次	年次	入学年度	平成	年度	
出身大学	学部	大学	学部	学科	(年 月 卒業)	
	修士 ※1	大学大学院		研究科	専攻	(年 月 修了)
		修士論文 題目				学位の名称	
						指導教員名	
研究題目							
研 究 指 導 計 画	指導教員		副指導教員	※2	※2		
	研究計画 (学会発表、論文作成等を含む) : 学生が記入						
	研究指導計画 : 指導教員が記入						
	本欄は各研究科で適宜利用 * 欄が不足する場合は適宜追加可能 * 副指導教員も必要に応じて、教員名を明記して記載することも可						

※1 博士前期課程の学生については、記入不要です。
 ※2 副指導教員を定めている場合は、記入してください。

医歯薬学総合研究科 博士前期課程
創薬生命科学専攻
学位論文の作成等に関する指導の計画

研究指導

教育指導



教務関係事項（博士後期課程）

1. 履修案内

① 博士後期課程 修了認定の基準

修了認定の基準は、下記のとおりです。

- 当該課程に3年以上在学すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。
- 医歯薬学総合研究科規程第15条に従い、14単位以上を修得すること。
- 必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査に合格すること。
- 最終試験に合格すること。

② 授業科目の履修について

博士後期課程で開設している授業科目、単位数、担当教員は別紙のとおりです。

博士後期課程の学生は、授業科目をその履修方法に従い、14単位以上を履修しなければなりません。

③ 研究方法論基礎及び応用の開講について

研究方法論基礎及び応用（各2単位）の開講予定については、別紙を参照してください。

④ 履修の届出について

博士後期課程の学生は、履修を希望する科目については、学年又は学期の始めの指定された期間に、担当窓口を経て研究科長に届け出ることが必要です（履修登録）。

(1) 履修登録

学生は、学年の始めに示される授業時間割表及びシラバス等により立てた履修計画に基づき、各期（前期、後期）に履修しようとするすべての授業科目を履修登録しなければならない。履修登録は、指定された期間中に学内のコンピュータ端末を利用して各自行うこととする（履修登録のない科目の単位修得は認められない。）。履修登録後は、登録された履修科目が各自の計画どおり登録されているか必ず確認すること。

(2) 履修科目の変更及び中途よりの履修

履修登録後は履修科目の変更及び中途よりの履修は原則として認めない。

但し、登録内容の誤りや上限単位数を超過などで、履修科目の追加又は変更を希望する場合は、指定された期間中に限り学内のコンピュータ端末を利用して変更等することができる。

(3) 履修科目の取消

履修登録した科目を途中で履修することができなくなった場合は、直ちにその科目の担当教員に申し出て取り消しの承諾を受けること。

なお、履修登録の取り消しについても追加・変更同様、指定された期間中に限り学内のコンピュータ端末を利用して取消しすることができる。

【シラバス】

各授業科目の概要・授業計画等は、薬学部ホームページに掲載してありますので、各自、パソコンで確認してください。

URL: <http://www.pharm.okayama-u.ac.jp/system/syllabus/2007d/>

⑤ 修得単位の認定

各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行います。
上記にかかわらず、課題研究の授業科目については、平素の成績により、単位の修得を認定することがあります。

⑥ 成績評価基準

歯薬学総合研究科博士創薬生命科学専攻における成績評価は、試験、授業における発表・討論などへの取り組み、レポート、小テストなど、総合的に評価して行います。

そして、この総合評価に基づき、60点を単位認定基準とします。

なお、成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、適切に対応するものとします。

⑦ 成績

成績の評価は、優、良、可、修了、認定及び不可をもって表記し、優、良、可、修了、認定を合格（単位修得）、不可を不合格（単位未修得）としています。なお、履修登録をしたにもかかわらず、試験を受けていない等で成績評価の資料を欠く場合についても不可（この場合は、0点扱い。）と表記します。

※ 評価 優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）

なお、成績の通知については、薬学部教務学生係から連絡いたします。

⑧ 研究指導の計画

各学年の始めに、実際の指導教員が「研究指導計画書」（別紙の様式）を作成し、指導する各学生に交付します。研究計画を自身で立て、下記作成要領に従い、指導教員から「研究指導計画書」の交付を受けてください。

また、交付を受けた「研究指導計画書」をコピーし、それを4月末までに（10月入学者にあつては、10月末までに）薬学部教務学生係へ提出してください。

【作成要領】

- 1 学生本人が研究指導計画書（Word文書ファイル）の「研究計画」欄を入力する。または、出力した研究指導計画書に自書する。
- 2 学生本人より、研究指導計画書（Word文書ファイル）を実際の指導教員へメール等で提出する。
「研究計画」欄を学生が自書した場合は、「研究計画」欄を記入済みの研究指導計画書を指導教員へ提出する。
- 3 指導教員は、研究指導計画書を入力・完成させ、出力のうえ、当該学生へ交付する。入力済みの研究指導計画書（Word文書ファイル）は、指導教員が保管する。
- 4 研究指導計画書の交付を受けた学生は、「学生氏名」欄を自署のうえ、そのコピーを薬学部教務学生係へ提出する。コピー元の研究指導計画書は、学生本人が保管する。

⑨ 学位論文の評価基準

学位（博士）論文は、以下の基準により評価します。

- 1 内容に新規性が認められ、当該研究領域の進歩に貢献するものであること。
- 2 実験方法並びに実験結果に信頼性があること。
- 3 実験結果の図表が適切に表現されていること。
- 4 実験結果に基づく議論・結論が妥当であること。
- 5 文献の引用が適切であること。

6 参考論文に関する資料が添付されていること。

⑩ 他大学の大学院の授業科目の履修について

博士後期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）授業科目の履修を希望するときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。

なお、履修した単位は、10単位を限度として修了に必要な単位として認定することができます。

⑪ 他大学の大学院等での研究指導の派遣について

博士後期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）又は研究所等において研究指導を受けようとするときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。派遣期間は1年以内です。

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科学創薬生命科学専攻 研究指導計画書

【平成 年 月 日 作成】

学生番号		フリガナ 学生氏名 【自署】					
講座名		教育研究 分野名					
課程	博士前期・博士後期	在学年次	年次	入学年度	平成	年度	
出身大学	学部	大学		学部	学科 (年 月 卒業)		
	修士 ※1	大学大学院		研究科	専攻 (年 月 修了)		
		修士論文 題目				学位の名称	
						指導教員名	
研究題目							
研 究 指 導 計 画	指導教員		副指導教員	※2	※2		
	研究計画 (学会発表、論文作成等を含む) : 学生が記入						
	研究指導計画 : 指導教員が記入						
	本欄は各研究科で適宜利用 * 欄が不足する場合は適宜追加可能 * 副指導教員も必要に応じて、教員名を明記して記載することも可						

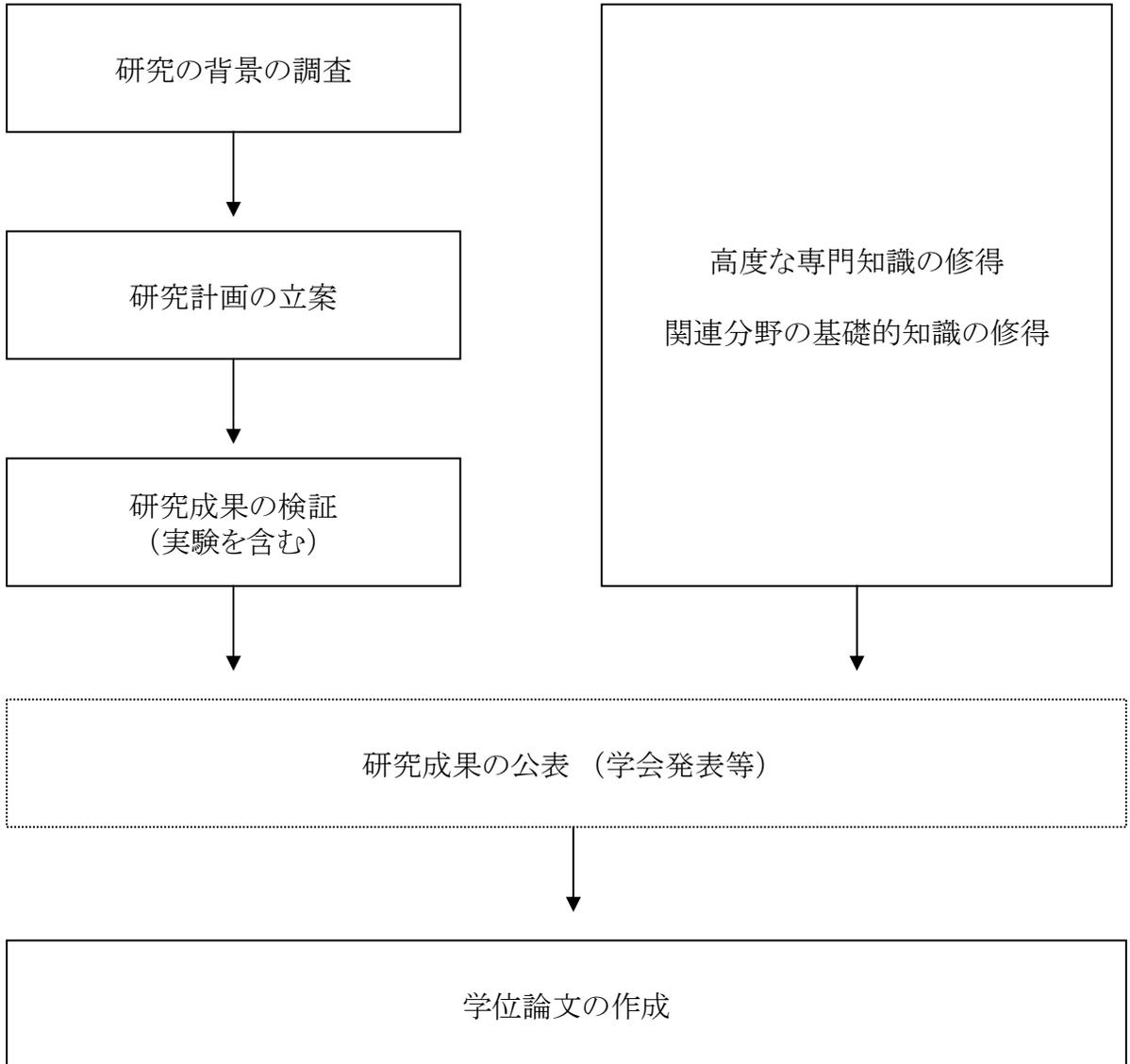
※1 博士前期課程の学生については、記入不要です。

※2 副指導教員を定めている場合は、記入してください。

医歯薬学総合研究科 博士後期課程
創薬生命科学専攻
学位論文の作成等に関する指導の計画

研究指導

教育指導



5. 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程における
他の大学院等で研究指導を受ける学生に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程（以下「本研究科」という。）の学生が、他大学の大学院（外国の大学院を含む。）又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において、研究指導を受けようとする場合における取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(願い出)

第2条 他大学院等において研究指導を受けることを希望する者は、所定の許可願を正指導教員の承認を得て、医歯薬学総合研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(協議)

第3条 研究科長は、前項の願い出があった場合は、研究指導計画等必要な事項について、規程第23条の規定による当該他大学院等との協議を行うものとする。

(許可)

第4条 他大学院等において研究指導を受けることの許可は、前項の協議の結果に基づき、学系会議の議を経て研究科長が行うものとする。

(受入依頼)

第5条 研究科長は、前項により他大学院等において研究指導を受けることを許可した者について、当該他大学院に受入依頼を行うものとする。

(許可期間)

第6条 他大学院等において研究指導を受けることができる期間(以下「許可期間」という。)は、1年以内とする。ただし、博士後期課程学生については、引き続き研究の継続を必要とする場合、第1条から第5条の手続きを経たうえで更に延長を行うことができるものとする。

(在学期間の扱い)

第7条 他大学院等において研究指導を受けた期間は、本研究科の修了に必要な在学期間に含まることができる。ただし、修了要件として必要な在学期間のうち、1年以上本研究科の指導教員の研究指導を受けなければならない。

(報告)

第8条 研究科長は、他大学院等において研究指導を受けることを許可された者について、当該研究指導の終了後、当該他大学院等の長から研究指導状況報告書の交付を受けるものとする。

(修了認定)

第9条 他大学院等において受けた研究指導は、学系~~長~~会議の議を経て、本研究科の修了に必要な研究指導の一部として認定することができる。

(授業料)

第10条 他大学院等において研究指導を受けることが許可された者は、許可期間中においても岡山大学に所定の授業料を納付しなければならない。

附 則

この内規は、平成17年8月1日から施行する。

6. 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程
特別研究学生に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程（以下「本研究科」という。）の特別研究学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 本研究科において特別研究学生として出願することができる者は、現に他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）に在学中の者で、在学する大学院（以下「在学大学院」という。）の研究科長からの推薦を受けた者とする。

(在籍期間)

第3条 特別研究学生の在籍期間は、原則として1年以内とする。ただし、引き続き研究の継続を必要とする場合には、在学大学院からの申し出により、在籍期間の延長を許可することができる。

(出願手続)

第4条 特別研究学生を志願する者は、在学大学院を経由して、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- 一 特別研究学生願（所定の様式）
- 二 在学大学院からの推薦書（所定の様式）
- 三 その他本研究科長が必要と認める書類

(選考及び入学許可)

第5条 特別研究学生の選考は、研究指導を受けることとなる教員の承認を得た者について学系会議が行い、議に基づき許可するものとする。

附 則

この内規は、平成17年8月1日から施行する。

7. 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程 の研究生に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程の研究生に関し必要な事項について定めるものとする。

(入学時期)

第2条 研究生の入学の時期は、各学期の始めとする。ただし、特に必要と認める場合は学期の中途とすることができる。

(在学期間)

第3条 研究生の在学期間は、1年又は半年とする。ただし、引き続き研究の継続を必要とする者については、本人の願い出により在学期間の延長を許可することがある。

2 前項本文の規定にかかわらず、在学期間については、学系会議の議を経て1年未満の範囲で別に定めることができる。

(入学資格)

第4条 博士前期課程研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学士の学位を有する者
- 二 外国において学士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 本研究科において、学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

2 博士後期課程研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第5条 研究生として入学を志願する者は、原則として入学時期の1月前までに、次の各号に定める書類に検定料を添えて研究科長に願い出なければならない。ただし、国外に居住する外国人にあつては、原則として入学時期の4月前までとする。

- 一 研究生入学願書(所定の様式)
- 二 出願理由書
- 三 履歴書
- 四 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- 五 その他特に指示するもの

2 官公庁、会社等に在職している者にあつては、前項に掲げる書類のほか、所定の様式による次の書類を提出しなければならない。

- 一 個人的研究のため教員の指導を受けることを希望するものである旨の本人の確約書
- 二 会社等の事業目的追求のために、その者を研究生として派遣するものでない旨の所属長の確約書及び在職のまま研究生として入学することについて差し支えない旨の所属長の承諾書

(選考)

第6条 研究生の選考は、指導予定教員の承認を得た者について学系会議が行う。

(入学手続)

第7条 前条により合格とされた者は、所定の入学手続をしなければならない。

(証明書)

第8条 研究事項証明書は、願い出により研究科長が交付する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年5月25日から施行する。